

(社)農協共済総合研究所
理事長

いま お か ず み
今 尾 和 實

韓国では2011年3月11日に中央会事業・組織の改編を目的とする新農協法が国会で可決され、2012年3月に施行された。『共済総合研究』64号に掲載された松本武祝東京大学大学院教授の論文「韓国農協法改正をめぐる争点の分析」にその歴史経緯が詳しく述べられている。

松本教授はそのなかで「まさに『17年越しの課題』であった『農協法』改正を実施することを可能にした政治力学という点にかぎれば、農協民主化や農民・組合員利益優先のための組織改編という歴史的な課題としての文脈は換骨奪胎され、信用事業・共済（保険）事業の効率性強化＝競争力確保という政府と農協中央会にとっての課題追求が前面に現れた」^(注1) と的確に要約されている。

米韓FTAの批准で日本の産業界の一部では日本の輸出競争力が一層脅かされるとして

危機感をもっているし、産業界のみならずマスコミ、評論家の論調でもTPP促進の論拠のひとつとして米韓FTAへの対抗をあげる場合がある。

韓国の農協法改正は米韓FTA以前から長年にわたり検討されていたものなので、FTAとは直接の関連はないが、在日米国商工会議所保険委員会の意見書におけるわが国の共済制度の見直し要望やわが国の国家戦略会議フロンティア分科会の部会報告において金融と流通の分離が言及されている^(注2) ことなどから、安易な「韓国をお手本に」といった論調に惑わされないようにすべきである。そういった問題意識で松本論文をもとに韓国の共済制度変更の異常を指摘しておきたい。

韓国中央会組織の改編

この3月に施行された法改正の内容はこれ

(注1) 前掲の松本論文43頁。

(注2) 2012年7月6日「繁栄のフロンティア部会報告」では「銀行や流通業者等の民間企業が農業にかかわりやすい環境を整えるための改革としてたとえば農協の金融部門と流通部門を分離し」とある。なお、同報告には「40歳定年制」など大胆な提言も含まれており政府筋が言っているように「そのまま受け入れるものでない」とのことであるが今後の取り扱いについて注意していく必要がある。

まで中央会が指導事業以外に経済、金融、共済など全事業を行ってきたものを、中央会の下に経済持株会社、金融持株会社を置き、販売・流通・関連事業は3年以内に経済持株会社に移管することとされている。また、金融持株会社のもとでは、「農協銀行」「NH生命保険」「NH損害保険」などに分離した会社を運営するとされた。

従来の韓国農協中央会はわが国農協中央会のように指導事業を会員の賦課金で運営するのは全く異なる形態であった。日本では現に経済（販売・購買）、金融、共済が専門連合会として制度的にも組織的にも分離されていることとの比較で言えば、その違いはあまりに大きい。法案審議の段階で農林水産食品委員会に示されていた「カン・キガップ委員の案」^(注3)が日本の農協型への転換であり連合会を農協法の体系のなかで組織分離して位置づける内容となっていた。韓国中央会や農協陣営がこの案を支持していたのかどうかは不明だが、これが採用されず一気に株式会社での分離に飛躍してしまったことは、組合

員の営農・生活を守る協同組合の発展という立場からすると禍根を残したのではないかと思われる。

韓国農協と日本の農協の歴史経過の違い

韓国の総合農協制度が確立されたのは1961年の朴軍事政権のもとであり、中央会会長は政府によって任命され、その中央会会長が単位組合長を指名するという仕組みで見るとおり、文字通り国家政策を担う統制色の強い組織の時代が長かった。

1980年代の民主化運動の流れのなかで、組合員、組合長による選挙制となったのは妥当であったが、農民団体や政府、学会の農協中央会事業集中への批判、中央会会長不祥事件などの環境のなかで、中央会改革が検討の俎上に載せられた。こうした状況下、農協中央会組織の改革について、組合員自治に基づく自主的検討や世論形成が不十分となったことが、連合会組織方式ではなく、経済・金融に分離した持株会社方式とすることの大きな要

(注3) 前掲の松本論文33-34頁によると、カン・キガップ議員の案は中央会を指導・教育という非事業組織とし、信用、経済事業を組合の連合会とする、共済は信用事業連合会が行うという案で、持ち株会社は中央会自体の経済事業活性化と信用事業の競争力強化のための法案であり、組合と組合員の利益にならないという考えで反対の立場であった。

因となったのではないかと思う。

共済制度改変の異常

金融関連法（銀行法）、保険業法に基づく株式会社方式となれば、農協法に基づく中央会あるいは連合会事業から離れ、生命保険会社、損害保険会社という2つに区分されていくのは必然ではないがひとつの流れではある。しかし、地域協同組合も含め改正前の法律にあった「共済事業」の根拠規定が削除^(注4)され、さらに「保険代理店」としての根拠規定が入らず、「金融代理店」となってしまった。そしてそのことから、委託先のシェア制限まで入っている^(注5)のである。注記したごとく組合員への対面訪問ができず、組織の持ち株会社でありながら、NH生保、NH損保といえども専属的にはその商品を取り扱え

ないということになる。協同組合という姿からは程遠く、そして一定の経過期間を過ぎれば会社経営という面からも大きな懸念が生じかねない。したがって、私は金融・保険の競争力強化の条件が整備されたとは到底思えないのである。

韓国農協法改正は「他山の石」

韓国農協中央会が事業別に区分会計を実施していたとしても（1997年から中央会の事業部制が導入された）、農協の全事業を兼営しているなどあまりに権能集中的な問題があり、中央会会長が政府の任命であったことなどの歴史経緯に見られるとおり、国の統制的な農村支配を担うという側面があったのではないかと思われる。

2001年に開催されたICA（国際協同組合同

(注4) 改正前の大韓民国農業協同組合法（1994. 12. 22）と改正新法（2011. 3）を比較すると、改正前の地域農業協同組合が共済事業をおこなう根拠となっている「第58条（事業の種類）第1項6号・10号と第58条の2（共済規程）」が新法ではそっくり削除されている。また、中央会事業からも従来の「会員のための共済事業等共済事業および同事業に付帯する業務」と「第58条の2（共済規程）の準用」が削除されている。

(注5) 持ち株会社となる農協銀行がNH生命保険、NH損害保険の金融機関保険代理店となるのは当然として、地域組合等組合がどういう形で保険の代理を行うか検討過程で議論されたものの、一般保険代理店とならず、金融機関保険代理店とされてしまった。このため、組合がNH保険を取り扱ううえで、銀行と同様の制約を受けることとなる。したがって、経過措置期間がすぎれば訪問販売が出来なくなる。また、韓国固有の制度である大規模金融機関（2兆ウォン以上の資産）は特定の保険会社の専属代理店になれないという制約（1社25%ルール）を受けることとなった。NH生保、NH損保の商品は他所の保険会社の商品と同列に扱わなければならないということである。ちなみに単位組合のなかで現在ソウル畜協が2兆ウォン超とのことでシェア制限を規定する法律「附則15条第3項」の見直しの動きがあるとのことである。

提 言

盟) ソウル大会は韓国中央会がホストとして盛大に開催された。レセプション前のセレモニーには金大中大統領夫妻が列席され、ご挨拶された。また、日本の農協代表団が参加した際、中央会の本部ビルで交歓会を持つ予定であったが、国内農政問題で中央会が農民の抗議団に取り囲まれて予定通り開くことが出来なかった。こうした事例から類推してもわが国の農協や組合員組織と同列には見ることは出来ないのではないか。

経済主体のなかで、協同組合より株式会社のほうが進化した組織体であるとは決して言えない。むしろ、零細な自営業者や事業者が大規模資本に掠め取られることなく生活と事業を守っていく点で協同組合の方が優れた制度であるということは、幸いわが国の協同組合陣営に属するものは理解している。ただし、株式会社の方が優れている、あるいはすすんでいるという見方は国内外問わず、強固にある。現に、わが国においても農協が行う事業を縮小させて、企業が自分の事業領域を拡大しようとする動きは戦前の反産運動、自民政権時代の総合規制改革会議での議論、現政権の国家戦略会議フロンティア部会報告

などいつの時代でも繰り返されている。しかも今日では外国からも内政干渉のような圧力がかけられる。

韓国の農協法改正の経緯は、農協が組合員から距離を置いて組合員の支持が薄らいだとき、組織や事業の改変が外部から提起され、組合員や組合の意思から離れ、外部の利益のために改変される「他山の石」として学ぶべき材料を提供していると思うのである。

以上

参考文献

- ・松本武祝 (2012) 「韓国農協法改正をめぐる争点の分析」『共済総合研究』64号
- ・松岡博司 (2006) 「バンカシュアランスが進展する韓国生命保険市場」『ニッセイ基礎研REPORT』3月号
- ・藤野信之 (2011) 「韓国農協中央会の金融・経済分離について」『農林金融』7月号
- ・李榮吉 (1993) 「韓国における農協組織の発展過程」『北海道大学農経論叢』No49